平成２２年（フ）第１７７３号
京都府久世郡久御山町林北畑105　久御山団地第22号棟第502号
債務者　渡邊　香一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６１号
京都市伏見区醍醐上ノ山町４番地　スカイコーポダイゴ303号
債務者　古田　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６０号
京都市中京区西ノ京原町72番地
債務者　岩本こと　李　　典子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９４号
京都市伏見区羽束師志水町165番地163
債務者　上木戸デザイン事務所こと　上木戸光秋
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１２号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４桃山南団地35棟304号
債務者　平井　　實
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１３号
京都市伏見区桃山南大島町１番地の４桃山南団地35棟304号
債務者　平井　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６８号
京都府宇治市菟道門ノ前31番地の１　パデシオン宇治三室戸303号
債務者　上田　　規
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６９号
京都府宇治市菟道門ノ前31番地の１　パデシオン宇治三室戸303号
債務者　上田　房子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
奈良市大宮町３丁目１番24―305号
債務者　榎本勝太郎
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２０号
奈良市西登美ヶ丘２―15　グランドパレス学園前Ｄ―511、住民票上の住所大阪府枚方市東田宮１丁目３番３号
債務者　島崎　絢子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２号
広島県呉市広横路１丁目６番１号
債務者　舛田　史子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１４号
広島県呉市押込３丁目６番30号
債務者　光成　京子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１４号
佐賀県鹿島市大字森1060番地４
債務者　江里口隆徳
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２１５号
佐賀県鹿島市大字森1060番地４
債務者　江里口一代
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲2419番地７
債務者　前田　夏美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３４号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1814番地208
債務者　金子　久望
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３５号
佐賀県伊万里市立花町2299番地11
債務者　小田　　梢
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部